一般社団法人遠山郷応援会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人遠山郷応援会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県飯田市に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、中山間地域等における人口減少、少子高齢化、地域経済の衰退及びこれらに伴う社会課題に対し、定住者、滞在者、旅行者その他当該地域を認知する者の協力を得て解決への取り組みを実践又は支援するとともに、地域内外の交流を促進して移住、就労、事業開発その他当該地域に関わる活動を円滑にし、地域に存する資財の維持活用及び地域経済の持続的な発展を図ることにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 農地及び森林の維持保全に関する事業
- 二 文化の保存、活用、継承及び創造に関する事業
- 三 各種催しの企画運営
- 四 農作物の生産及び販売
- 五 農作業の受託
- 六 農産加工品の製造販売
- 七 インターネット等を利用した通信販売業務
- 八 不動産の売買、賃貸、管理及びこれらの仲介
- 九 古物営業法に基づく古物商
- 十 有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業
- 十一 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- 十二 ホテル、旅館その他宿泊施設の経営

- 十三 飲食店の経営
- 十四 異性紹介事業
- 十五 出版事業
- 十六 再生可能エネルギーによる発電及び売買事業
- 十七 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2. 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定に よりこの法人の会員となった者をもって構成する。
 - 2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める方法で申し込みをし、そ の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会の定める方法で届け出ることにより、任意にいつでも退社する ことができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該 会員を除名することができる。
 - 一 この定款その他の規則に違反したとき。
 - 二 この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その 資格を喪失する。
 - 一 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - 二 総会員が同意したとき。
 - 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

- 第12条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。
 - 2. 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 会員総会は、次の事項について決議する。
 - 一 会員の除名
 - 二 理事及び監事の選任又は解任
 - 三 理事及び監事の報酬等の額
 - 四 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属 明細書の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 解散及び残余財産の処分
 - 七 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要に応じて臨時会員総会を開催する。

(招集)

- 第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表 理事が招集する。
 - 2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(電子提供措置)

第16条 この法人は、会員総会の招集に際し、会員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議は、総会員の半数

以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者について第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上
- 二 監事 1名以上
- 2. 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3. 代表理事以外の理事のうち6名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に 準ずるものとして当該理事と政令で定められた特別の関係にある者を含む。) の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同 様とする。
- 5. 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定められたものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定められた者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時会員総会の終結の時までとする。
 - 2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時会員総会の終結の時までとする。
 - 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に、理事会を置く。
 - 2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(株主等としての議決権行使の制限)

第34条 この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を 行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2 以上の承認を要する。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表

- 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 六 財産目録
- 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時会員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附則

(省略)